当初予算書
117P

事　業　名	【継続】 重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
511万2					511万2
事業期間	昭和54年度～			総事業費	

【事業目的】

重度心身障害者が、タクシーや路線バス・鉄道を利用する際の料金の一部を助成することで、障害者の社会活動の範囲を広め、心身障害者の福祉の向上を図ります。

【事業概要】

≪内　容≫

１枚１００円の利用券を１年間に一人当たり２００枚交付

≪対象者≫

自ら運転を行わない在宅者のうち、移動が困難な次のような方

・療育手帳の交付を受けた方
・身体障害者手帳（１級～２級）の交付を受けた方で、車いすを常用している方
・身体障害者手帳の交付を受けた方で、一定の条件に該当する視覚障害者や通院により人工透析を行っている方
・精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けた方

≪協力機関≫

市内に所在する会社

・タクシー（有明、小嵐、島鉄、長崎第一交通、平成観光、本多観光）
・介護タクシー(あっぷる、生きがい福祉、おかげ、長崎第一交通、林田観光、ほおじろ)
・島原鉄道　・島鉄路線バス

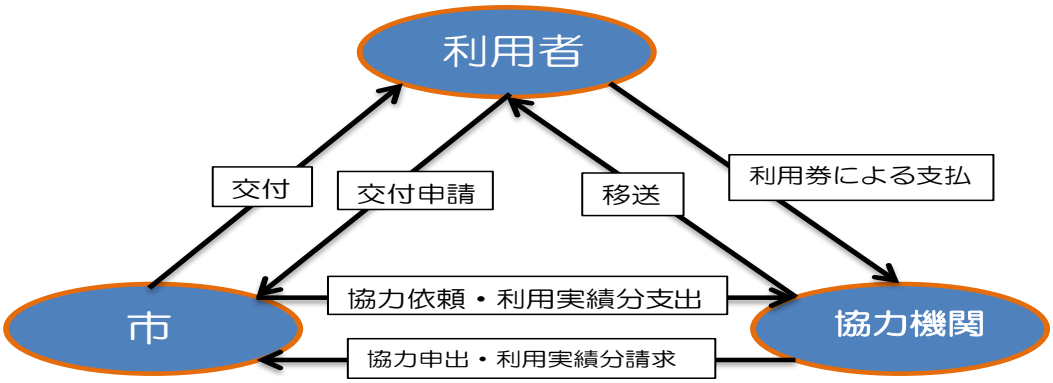

科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
119P

事業名	【継続】 障害者福祉医療費給付事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1億33万3		5,000万0			5,033万3
事業期間	昭和49年度～			総事業費	

【事業目的】

心身障害者に対し医療費の一部を助成することによって、障害者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図ります。

【事業概要】

対象者
①身体障害者手帳　1級、2級、3級
②知的障害者療育手帳　A1、A2、B1
③精神障害者保健福祉手帳　1級

支給対象者が国民健康保険及び医療保険各法の規定によって医療の給付を受け、その医療に要する費用の一部負担金を支払った場合において行います。

身体障害者手帳 1･2級
療育手帳 A1･A2

一部負担金から入院、通院とも1日800円(1カ月1,600円を限度)を控除した額を支給。
※処方箋による調剤薬局は全額支給。

身体障害者手帳 3級
療育手帳 B1

一部負担金から入院、通院とも1日800円(1カ月1,600円を限度)を控除した額の1/2を支給。
※処方箋による調剤薬局は一部負担金の1/2の額を支給。

精神障害者保健福祉手帳 1級

一部負担金から通院のみ1日800円(1カ月1,600円を限度)を控除した額を支給。
※処方箋による調剤薬局は全額支給。

科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事　業　名	【継続】 障害者自立支援給付事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
16億9,960万3	8億3,495万6	4億1,822万6		125万5	4億4,516万6
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

障害者総合支援法による自立支援給付事業（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業など）や障害児通所事業を提供し、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

【事業概要】

≪事業主体≫　島原市

≪事業期間≫　平成１８年度～

≪事業内容≫　障害者等の総合的支援を目的に、支援の必要度合いに応じた各種サービスを提供します。

≪利用者負担≫　原則１割負担（ただし、所得に応じた負担上限額を設定）

≪負担割合≫　事業費の負担割合　国１／２、県１／４、市１／４

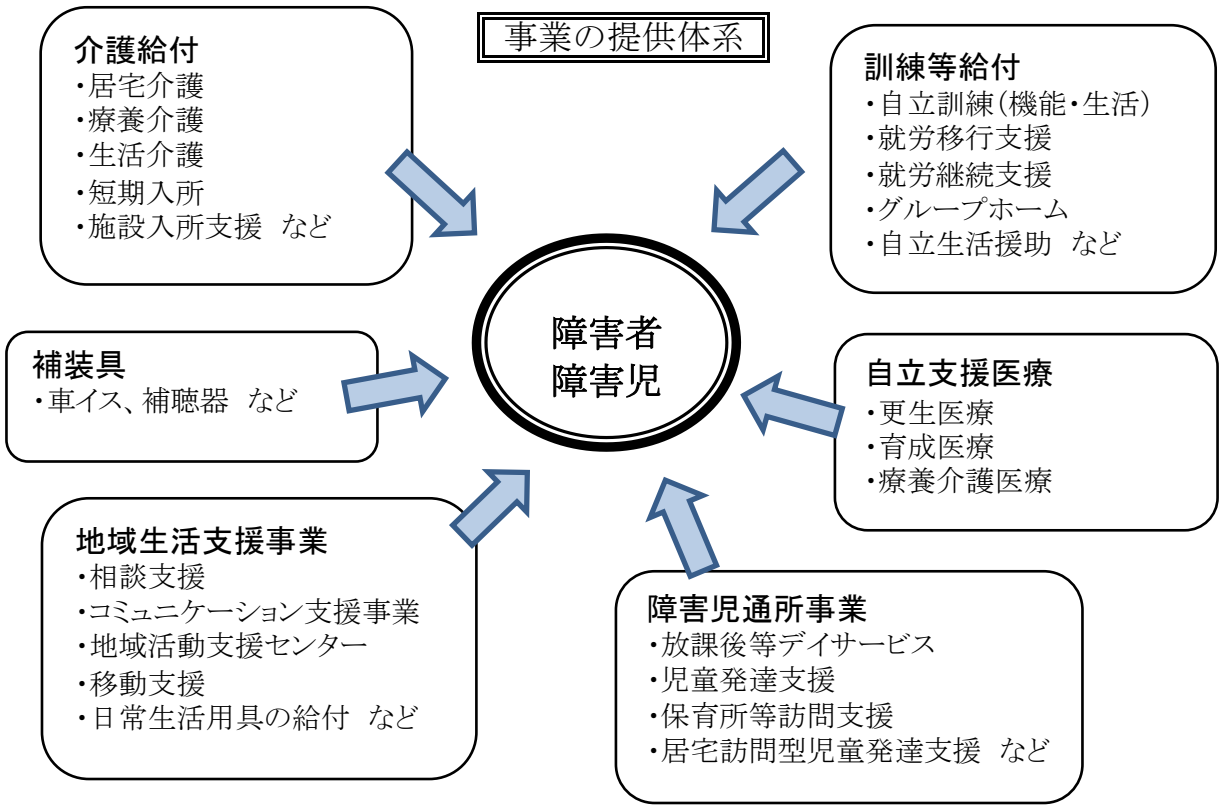

科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事業名	【継続】 生活困窮者自立支援事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
614万9	460万1				154万8
事業期間	平成２７年度～			総事業費	

【事業目的】

平成２７年４月１日から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援事業」及び「住宅確保給付金」を実施することにより、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化を図ります。

【事業概要】

◎「自立相談支援事業」

生活困窮者からの相談を受け、その抱えている課題に応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、関係機関（ハローワーク等）と連携して、生活困窮状態から脱却できるよう自立支援計画に基づく就労支援等を行います。
２８年度までは社会福祉協議会へ委託していたが、２９年度からは市が直接行っています。

◎「住宅確保給付金」

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、就職に向けた活動をすることなどを条件に一定期間、家賃相当額の「住宅確保給付金」を支給することにより、安定した住居の確保と就労による自立を図ります。

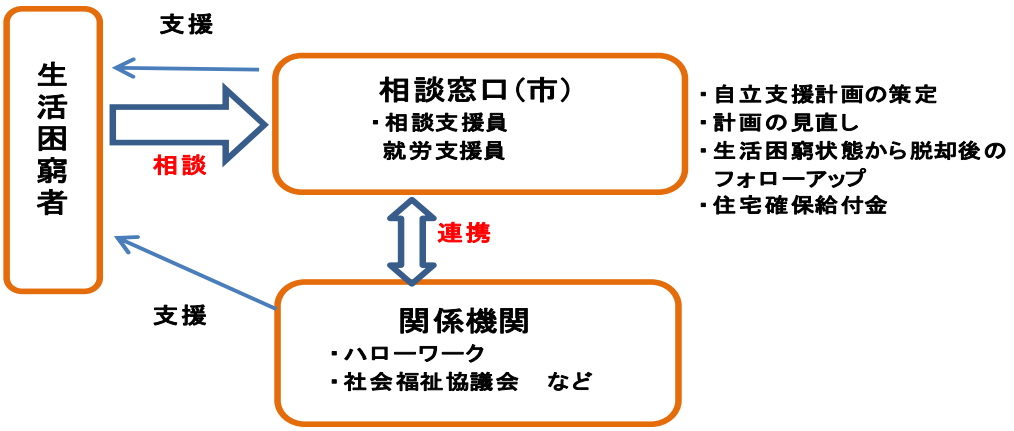

科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事　業　名	【継続】 ねたきり老人等介護見舞金支給事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
885万0					885万0
事業期間	平成7年度～			総事業費	

【事業目的】
在宅のねたきり老人又は認知症老人を介護する方に対し、ねたきり老人等介護見舞金を支給することにより、日頃の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉の増進を図ります。

【事業概要】
≪内　容≫
ねたきり老人等１人につき年額５万円を支給します。

≪対象者≫
９月１日現在、本市に住所を有する方で、基準日（９月１日）前１年間において６ヶ月以上居宅で介護している方（入院、入所期間が６ヶ月以上ある場合は該当しません。）

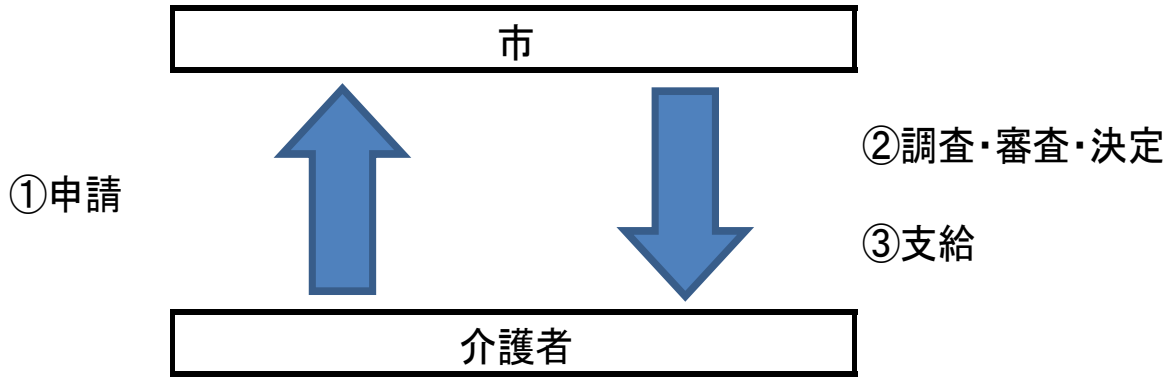

科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	ねたきり老人等1人につき支給額5万円	ねたきり老人等1人につき支給額5万円	引き続き実施予定

事　業　名	【継続・人口減少対策】 高齢者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2,566万9					2,566万9
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

高齢者がタクシー・路線バス・鉄道を利用する際の料金の一部を助成することで、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を支援し、高齢者の福祉の向上に寄与するとともに地域交通の振興を図ります。

【事業概要】

≪内　容≫

1枚100円の利用券を1年間に一人当たり70枚交付します。
利用１回につき500円まで利用できます。

≪対象者≫

島原市に住所を有する人で、次のいずれかの要件を満たす人
①75歳以上で、所得税非課税かつ車を運転しない人
②65歳以上で、運転免許証を自主返納した人

≪協力機関≫

市内に所在する会社
・タクシー（有明、小嵐、島鉄、長崎第一交通、平成観光、本多観光）
・介護タクシー(あっぷる、生きがい福祉、おかげ、長崎第一交通、林田観光、ほおじろ)
・島原鉄道　・島鉄路線バス

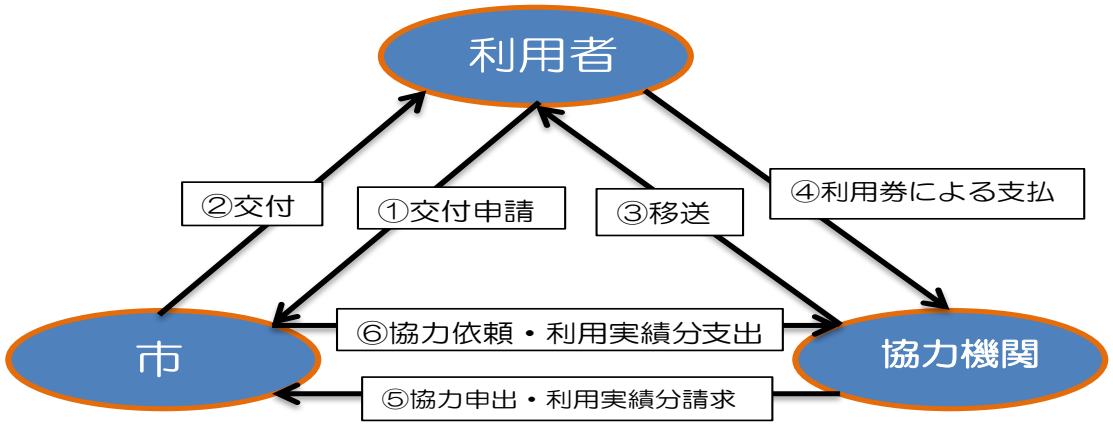

科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事　業　名	【継続】 緊急通報システム				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
343万0					343万0
事業期間	平成１５年度～			総事業費	

【事業目的】

ひとり暮らし高齢者などが、急病などの際、簡単な操作で緊急であることを知らせることができるシステムで、高齢者の安全確保と不安解消を図ります。

【事業概要】

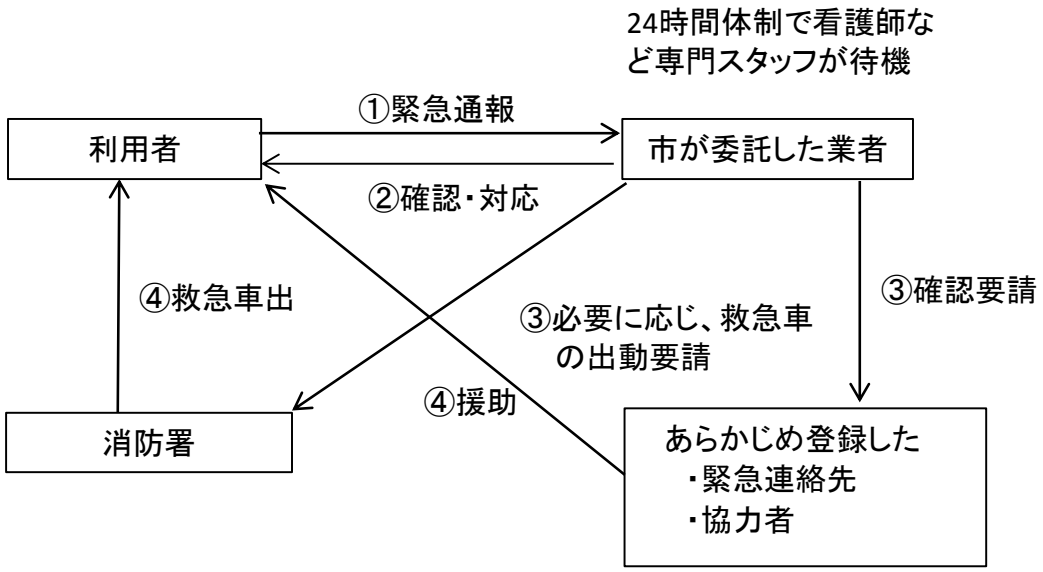

※緊急通報の受付以外にも、毎月２回、安否確認の電話連絡

▼対象者　ひとり暮らし高齢者

※高齢者夫婦で、一人が寝たきりや介護が必要な世帯や、昼間一人となる世帯なども生活状況を勘案し、利用希望申請に基づき機器を貸与します。

▼利用料　月額３００円

科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
125P

事業名	【継続】 敬老無料入浴サービス				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
327万0					327万0
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

長年社会に貢献してこられた高齢者を敬愛し長寿を祝福します。

【事業概要】

≪内　容≫

対象者へ入浴優待券を１人５枚配布し実施期間中の入浴を楽しんでいただきます。

≪対象者≫

基準日の9月1日に満70歳以上の方

≪実施施設≫

「ゆとろぎの湯」、「有明福祉センター美人の湯」

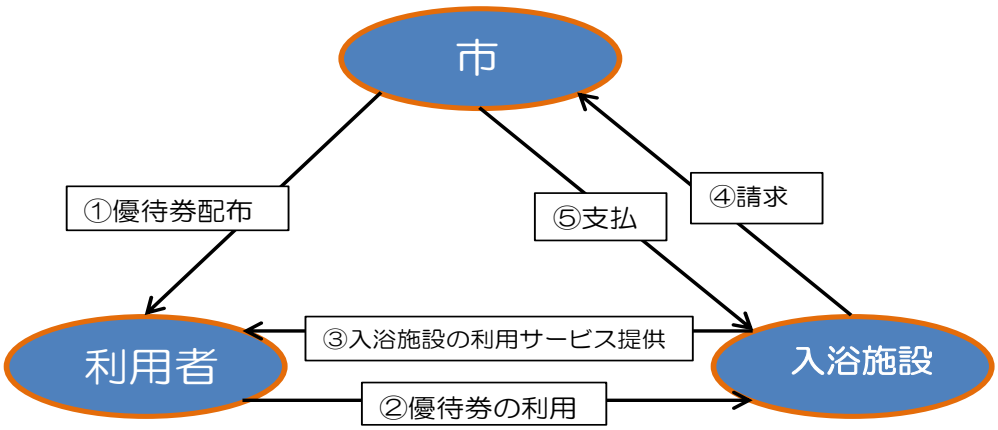

（利用実績）

平成30年度　3,192,460円
平成29年度　3,737,590円
平成28年度　3,676,380円
平成27年度　3,711,000円
平成26年度　4,565,100円
平成25年度　4,146,700円

科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	敬老の日から1カ月間 優待券は一人5枚	敬老の日から1カ月間 優待券は一人5枚	引き続き実施予定

事　業　名	【継続】 ねたきり高齢者等おむつ費助成事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
228万0					228万0
事業期間	平成１８年度～			総事業費	

【事業目的】

ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の世帯に対し、おむつ代の一部を助成することにより、介護にかかる負担を軽減します。

【事業概要】

≪内　容≫

購入費の３分の１を助成し、上限を月額５千円とします。

≪対象者≫

満６５歳以上のねたきり高齢者及びねたきり身体障害者で次のいずれも満たす方

（１）常時おむつを使用している方

（２）前年分（１月から６月までの間に購入した分について申請する場合にあっては、前々年分）の所得税非課税世帯に属する方

（３）日常生活動作の状況が要綱に定める調査表の該当要件を満たす方

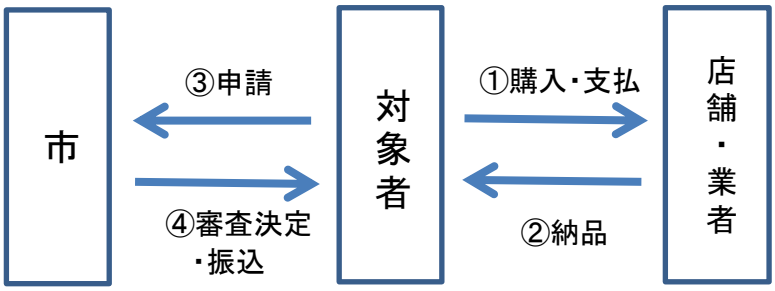

科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	購入費の３分の１を助成 上限は月額５千円	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
133P

事業名	【継続・人口減少対策】 福祉医療費（乳幼児等）				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1億1,195万7		4,186万7	2,790万0		4,219万0
事業期間				総事業費	

【事業目的】

乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭等の子育て家庭における経済的負担の軽減を目的に、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることで、安心して子育てができる環境づくりを目指すとともに、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、人口減少の歯止めを図ります。

【事業概要】

(1)対象者等

	区分		要件	助成方法	所得制限
①	乳幼児		出生から小学校就学前までの者	現物給付	なし
②	小中学生		小学校就学から中学校卒業までの者	償還払い	なし
③	ひとり親	父・母	現に、原則として、18歳未満の子を監護する者、または20歳未満の学生を監護する者で配偶者のいない者（県費補助対象は70歳未満の者）	償還払い	あり
		子	就学前までを除く18歳未満の者または高等学校在学の20歳未満の者	償還払い	あり
④	寡婦等		60歳～69歳の独居者（扶養されていない者） ※所得税非課税世帯のみ	償還払い	あり

※現物給付　医療機関で受給者証を提示していただくことで、福祉医療費の自己負担額までの支払いで受診できます。市への支給申請は必要ありません。

※償還払い　医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、翌月以降、領収書を添付して市へ申請することで、後日、助成額を口座へ振り込みます。

(2)給付内容

	区分		内容
①	乳幼児		・医療機関に支払った額（保険適用分）から、医療機関ごと、1か月ごとに自己負担額（1日800円、月上限1,600円）を控除した額 ・院外処方の薬代は全額給付（自己負担なし）
②	小中学生		
③	ひとり親	父・母	
		子	
④	寡婦等		・医療機関に支払った額（保険適用分）から、1日1,200円を控除した額（入院のみ）

※負担割合　県１／２　市１／２　（小・中学生分は県費補助なし）

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引続き実施予定

事　業　名	【継続】 ファミリーサポートセンター事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
263万8	72万0	72万0			119万8
事業期間	平成３０年度～　（単年度事業）			総事業費	

【事業目的】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の人やそれをサポートする人を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人（依頼会員）と該当援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を島原市ファミリーサポートセンター（市こども課）で行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

【対象者】

○児童の預かりの援助を受けたい人（依頼会員）

・市内在住で、生後６か月から小学生までの子どもをお持ちの方

○児童の預かりの援助を行いたい人（提供会員）

・市内在住で、心身ともに健康で子育てに熱意がある方

・原則、自宅で子どもを預かることができる方

・本センターの講習を修了した方

【事業内容】

相互援助活動の内容は、おおむね次に掲げるものとします。

1. 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
2. 保育施設までの送迎
3. 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
4. 学校の放課後の子どもの預かり
5. 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
6. 買い物等外出の際の子どもの預かり

【預かりの時間】

○　７：００～２２：００

【利用料金】

○７００円～９００円/１時間

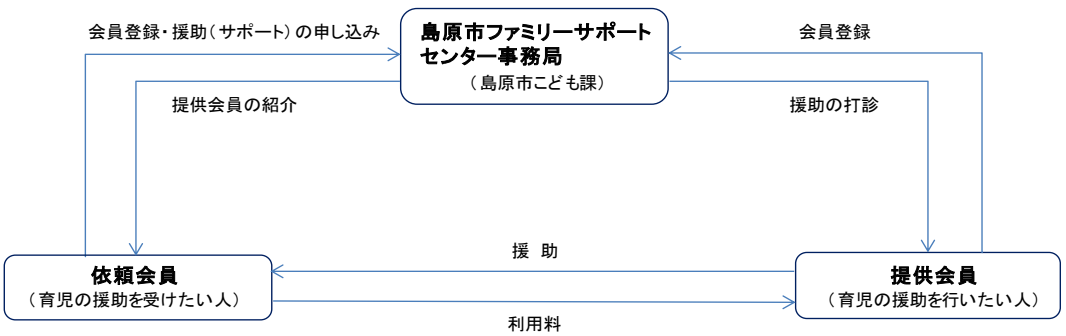

科目	３款	２項	１目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事業名	【継続】 子ども・子育て支援事業費補助金				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1億7,098万9	5,155万5	5,404万5			6,538万9
事業期間				総事業費	

【事業目的】

子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、「島原市子ども・子育て支援事業計画」に従い、子ども及びその保護者に必要な地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施します。

（【根拠法令】子ども・子育て支援法第５９条及び第６１条第１項）

【事業及び補助率】

	事業名	補助率 国	補助率 県	補助率 市	補助金交付先
1	延長保育事業	1/3	1/3	1/3	・私立保育所 ・認定こども園 ※　認定こども園は、新制度施行後から対象（H27～） ※2放課後児童健全育成事業のうち一部事業（母子家庭等児童助成事業）は県1/2、市1/2
2	放課後児童健全育成事業				
3	一時預かり事業				
4	地域子育て支援拠点事業				
5	病児保育事業（病後児）				
6	障害児保育事業	－	－	10/10	
7	発達促進保育事業	－	－		

【事業別内訳】

(単位:千円)

	事業名		H31当初予算 事業費	H31 財源内訳 国	H31 財源内訳 県	H31 財源内訳 市	H30当初予算 事業費	H30 財源内訳 国	H30 財源内訳 県	H30 財源内訳 市	増減額
1	延長保育事業		13,539	4,513	4,513	4,513	14,877	4,958	4,958	4,961	Δ 1,338
		保育所	13,239	4,513	4,513	4,513	13,915	4,958	4,958	4,961	Δ 676
		認定こども園	300				962				Δ 662
2	放課後児童健全育成事業		73,652	22,890	25,380	25,382	82,311	25,862	28,224	28,225	Δ 8,659
3	一時預かり事業		20,627	6,875	6,875	6,877	20,184	6,728	6,728	6,728	443
		保育所	17,784	6,875	6,875	6,877	17,597	6,728	6,728	6,728	187
		認定こども園	2,843				2,587				256
4	地域子育て支援拠点事業		38,409	12,803	12,803	12,803	37,690	12,563	12,563	12,564	719
5	病児保育事業(病後児)		13,422	4,474	4,474	4,474	4,828	1,609	1,609	1,610	8,594
6	障害児保育事業		4,536	－	－	4,536	5,292	－	－	5,292	Δ 756
7	発達促進保育事業		6,804	－	－	6,804	4,158	－	－	4,158	2,646
合計			170,989	51,555	54,045	65,389	169,340	51,720	54,082	63,538	1,649

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
139P

事　業　名	【継続】 未熟児養育医療給付事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
391万3	156万0	78万0		78万0	79万3
事業期間	平成２５年度～			総事業費	

【事業目的】

養育のため入院治療が必要な未熟児に対して、その治療に要する医療費を給付することにより、乳児の健やかな育成を図ります。

【事業概要】

＜対象者＞　医師が入院養育を必要と認めた未熟児

＜給付内容＞　指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療費（保険診療の一部負担金）
（県内指定医療機関19か所、長崎大学病院、長崎医療センターの利用が多い）

＜給付方法＞　【現物給付】市が保険診療の一部負担金（2割）を医療機関へ全額支払うもので、保護者は医療機関への医療費の支払いはありません。

＜保護者負担金＞　世帯の課税状況により負担金が決められており市に納入します。

【補助率】　国1/2　県1/4

【概要図】

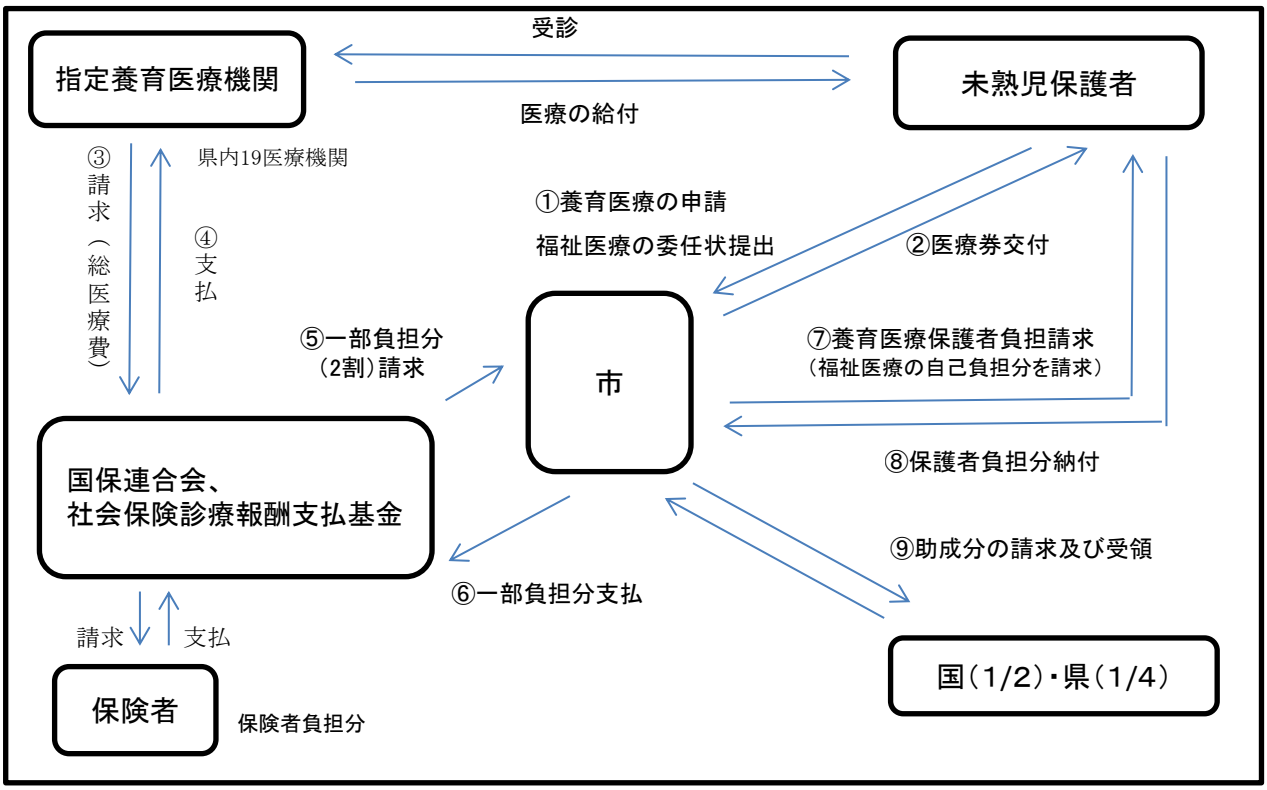

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事　業　名	【継続】 すこやか赤ちゃん支援事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1,379万4			1,370万0		9万4
事業期間	平成２５年度～			総事業費	

【事業目的】　乳幼児を養育している保護者に対し、第２子目からおむつ等の購入費用を助成することで子育て家庭の経済的負担を軽減し、本市で多くの子どもたちを産み育てられる環境の向上を図ります。

【事業概要】　市が指定する販売店で使用できる「すこやか赤ちゃん券」を支給します。

【対象者】　次の条件をいずれも満たす人
①市内に住所を有し、かつ居住している人
②満２歳未満の第２子以降の子どもと同居し、養育している人
（２歳になる誕生月の前月までが対象）
※支給対象児の第２子以降の判定については、満１８歳到達後の最初の３月３１日までの間にある児童の中で、数えるものとします。

【支給額】　第２子・・・・月額 2,000円分の購入券（年額 24,000円）
第３子以降・・１人につき月額3,000円分の購入券（年額 36,000円）
（出生時に０歳分を支給し、満１歳の誕生月に１歳分を支給する。）

【取扱店】　取扱店登録をした市内の店舗数は１９店舗

【対象商品】

おむつ関連用品	紙・布おむつ、おむつカバー、おしりふき　等
授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機　等
離乳食関連用品	離乳食、食器、保存ケース　等

～事業スキーム～

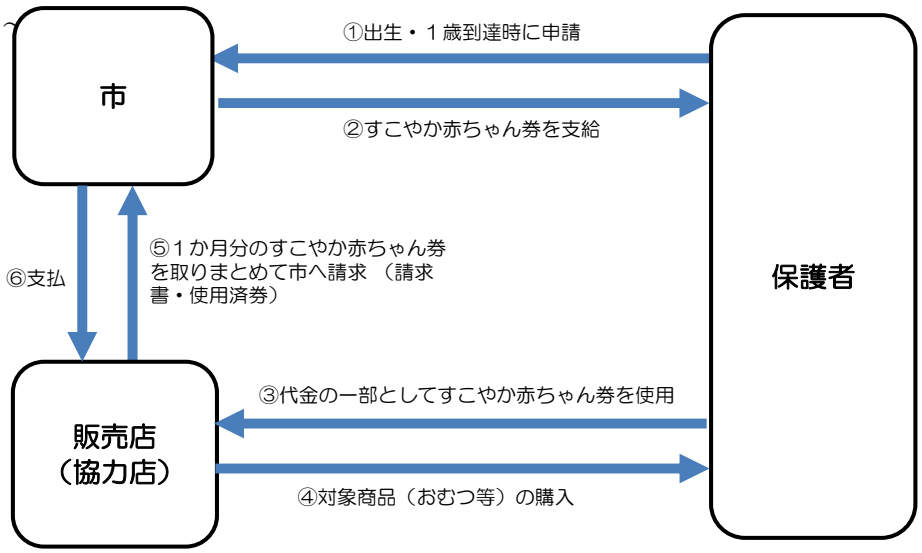

科目	３款	２項	１目	目名称	児童福祉総務費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事業名	【継続】 子どものための教育・保育給付費				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
24億7,345万2	11億7,121万4	4億7,876万1	1億1,020万0	1億1,599万7	5億9,728万0
事業期間				総事業費	

【事業目的】

子ども・子育て支援新制度により、保育所、幼稚園、認定こども園への財政支援を行うものです。

【負担割合】

○１号認定（教育）　全国統一費用部分　73.4%　国　１／２、県　１／４、市　１／４
　　地方単独負担部分　26.6%　県　１／２、市　１／２
○２号認定（保育）　国　１／２、県　１／４、市　１／４
　３号認定（保育）　子ども子育て拠出金から5.75%を充当。
　　残りの94.25%を　国　１／２、県　１／４、市　１／４

保育所(私立)

施設名	給付費
白山保育園	67,324,240
浦田保育園	56,475,540
おさなご園	105,332,400
こひつじ保育園	90,498,240
たけしま保育園	106,429,260
みどり保育園	115,940,680
わかくさ園保育所	93,687,080
愛児保育園	95,747,280
安徳保育園	107,756,240
桜花保育園	65,988,480
山寺保育園	85,314,000
寺町保育園	68,965,580
春陽保育園	134,476,990
中木場保育園	101,231,850
美祢保育園	29,817,760
みやま保育園	55,592,740
向陵保育園	80,323,460
東向保育園	55,165,780
心香保育園	114,934,980
誓願幼児園	76,438,260
恵祥保育園	87,820,760
市外	98,665,800
私立計	1,893,927,400

認定こども園　（単位：円）

施設名	認定区分	経費総額 a	保育料（園収入） b	給付費 a-b	給付費計（教育+保育）
ありあけ幼稚園	教育	23,010,600	1,079,400	21,931,200	106,592,880
	保育	89,629,680	4,968,000	84,661,680	
勝光幼稚園	教育	17,034,680	621,600	16,413,080	79,295,000
	保育	66,451,320	3,569,400	62,881,920	
ひかわ第一幼稚園	教育	35,239,296	3,235,800	32,003,496	117,175,536
	保育	94,818,840	9,646,800	85,172,040	
清華こども園	教育	15,055,110	515,400	14,539,710	104,936,290
	保育	97,919,380	7,522,800	90,396,580	
島原幼稚園	教育	44,455,200	2,763,600	41,691,600	127,132,920
	保育	94,211,520	8,770,200	85,441,320	
市外	教育	7,239,060	205,800	7,033,260	44,391,090
	保育	40,741,830	3,384,000	37,357,830	
計	教育	142,033,946	8,421,600	133,612,346	579,523,716
	保育	483,772,570	37,861,200	445,911,370	

合計

	認定区分	入所児童数（市民）	給付費
認定こども園	教育	143	133,612,346
	保育	386	445,911,370
保育所（私立）	保育	1,476	1,893,927,400
計		2,005	2,473,451,116

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事業名	【継続】 児童手当給付費				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
7億272万0	4億8,724万0	1億774万0			1億774万0
事業期間				総事業費	

【事業目的】
児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな育ちに寄与することを目的としています。

【事業内容】
中学校修了までの児童を監護し、かつ、一定の生計関係を有する場合、その父母又は養育者に児童手当を支給します。（月額は以下のとおり）

児童一人あたりの支給月額	対象児童	所得制限	
		限度額未満の世帯	限度額以上の世帯
	３歳未満（一律）	１５，０００円	【特例給付】 一律５，０００円
	３歳以上小学校修了まで（第１子・第２子）	１０，０００円	
	３歳以上小学校修了まで（第３子以降）	１５，０００円	
	中学生（一律）	１０，０００円	

※　支給月は、６月・１０月・２月の年３回支給

【負担割合】

支給対象児童		国	県	市
０歳～３歳未満	被用者	３７／４５	４／４５	４／４５
	非被用者	４／６	１／６	１／６
３歳以上～小学校修了前	第1子・第2子	４／６	１／６	１／６
	第3子以降	４／６	１／６	１／６
中学生		４／６	１／６	１／６
所得制限以上世帯		４／６	１／６	１／６

科目	３款	２項	２目	目名称	児童措置費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引続き実施予定

当初予算書
141P

事業名	【継続】 児童扶養手当給付費				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
3億3,078万5	1億1,026万1				2億2,052万4
事業期間				総事業費	

【事業目的】
父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給し、児童が心身ともに健やかに成長できるよう、児童の福祉の増進を図ります。

【事業概要】
（１）支給対象者
次の条件にあてはまる１８歳到達後最初の３月３１日までにある者（一定の障害を有する場合は２０歳未満）を監護している父、母または養育者に支給します。

①父母が離婚した子
②父または母が死亡した子
③父または母が重度の障害にある子
④父または母の生死が明らかでない
⑤父または母から１年以上遺棄されている子
⑥父または母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けている子
⑦父または母が１年以上拘禁されている子
⑧母が婚姻しないで生まれた子

（２）支給額
受給資格者等の所得に応じて、手当の一部又は全部の支給が制限されます。

区　分	全部支給（月額）	一部支給（月額） ※所得に応じて決定
児童１人のとき	４２，５００円	４２，４９０円～１０，０３０円
児童２人のとき	１０，０４０円	１０，０３０円～５，０２０円
児童３人以上のとき （児童１人につき）	６，０２０円	６，０１０円～３，０１０円

（３）支給月
１１月支給（８月～１１月分）から隔月支給に変更になるため
４月・８月・１１月・１月・３月の年５回支給。【H31年度に限り、15ヶ月分支給】

※負担割合　　国１／３　　市２／３

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ (H29.4月分より第2子以降の加算額にも物価スライド制を導入)	引続き実施予定 【H31.11月支給（8月～11月分）から隔月支給に変更】	引続き実施予定 【H31.11月支給（8月～11月分）から隔月支給（年6回）に変更】

事業名	【継続】 生活保護事業（扶助費）				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
8億8,757万0	6億6,380万2	2,520万0			1億9,856万8
事業期間				総事業費	

【事業目的】

生活保護法に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

【事業概要】

（単位：千円）

扶助等の種類	内容	予算額
生活扶助	生活に必要な食費や光熱水費などの費用	2億1,400万0
住宅扶助	家賃、地代や住宅の補修などの費用	8,000万0
教育扶助	学用品、学級費、教材費、給食費など義務教育にかかる費用	290万0
医療扶助	病気やけがの治療のため、診察、薬剤などにかかる費用	5億5,000万0
出産扶助	出産のための費用	42万0
生業扶助	仕事に就くための費用、高校に就学するための費用	290万0
葬祭扶助	葬祭の費用	140万0
介護扶助	介護サービスを受けるための費用	3,200万0
施設事務費	※救護施設事務費	310万0
就労自立給付金	安定した職業につき保護を要しなくなった世帯に対する給付金	25万0
入学準備給付金	保護世帯の子供の自立を助長するために大学等への進学を支援	60万0
合計		8億8,757万0

※ 救護施設とは、身体や精神に障害があり、経済的な問題を含めて日常生活を営むことが困難な人が、健康で安心して生活するための施設

科目	3款	3項	2目	目名称	扶助費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ